

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月30日

福井市長 あて

提出者

住所 福井市四ツ井2丁目8-1

氏名 福井県立病院
院長 道傳 研司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-54-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福井県立病院
事業場の所在地	福井市四ツ井2丁目8-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P83(医療業)
②事業の規模	病床数747床
③従業員数	1,337名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理フロー図(別紙1のとおり)

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	排出量	204.4 t	1.0 t
	(これまでに実施した取組) 当院において感染対策に関する意識は高く、感染性産業廃棄物と一般廃棄物の分別処理が徹底されているが、感染性産業廃棄物の発生量は増加傾向にある。 感染性産業廃棄物の発生量を容易に減量することは困難であるため、引き続き関係者に対し、感染性産業廃棄物に非感染性産業廃棄物を混入して出さない等を周知徹底し、感染性産業廃棄物の減量に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	排出量	204.4 t	1.0 t
	(今後実施する予定の取組) 感染性産業廃棄物等の排出所属には、感染性産業廃棄物等と一般廃棄物の分別処理についての認識を深めてもらい、感染性産業廃棄物等の適正な処理および減量に努めることとしたい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物は、20リットルおよび40リットルのプラスチック製容器に梱包し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理している。廃油は、専用タンクに収め、分別処理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物は、20リットルおよび40リットルのプラスチック製容器に梱包し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理する。廃油は、専用タンクに収め、分別処理する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	204.4 t	1.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	感染性廃棄物の発生量を容易に減量することは困難であるが、関係者に対し、感染性廃棄物に非感染性廃棄物を混入して出さない等を周知徹底し、感染性廃棄物の減量に努める。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	204.4 t	1.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の発生量を容易に減量することは困難であるが、関係者に対し、感染性廃棄物に非感染性廃棄物を混入して出さない等を周知徹底し、感染性廃棄物の減量に努める。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	204.4	t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も引き続き、電子マニフェストシステムを運用中。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50tを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

日本標準産業分類		
大分類	中分類	
A 農業、林業	01 農業	
	02 林業	
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)	
	04 水産養殖業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	
D 建設業	06 総合工事業	
	07 職別工事業(設備工事業を除く)	
	08 設備工事業	
E 製造業	09 食料品製造業	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
	11 繊維工業	
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
	13 家具・装備品製造業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
	15 印刷・同関連業	
	16 化学工業	
	17 石油製品・石炭製品製造業	
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
	19 ゴム製品製造業	
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
	21 窯業・土石製品製造業	
	22 鉄鋼業	
	23 非鉄金属製造業	
	24 金属製品製造業	
	25 はん用機械器具製造業	
	26 生産用機械器具製造業	
	27 業務用機械器具製造業	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29 電気機械器具製造業	
	30 情報通信機械器具製造業	
	31 輸送用機械器具製造業	
	32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	
	34 ガス業	
	35 熱供給業	
	36 水道業	
G 情報通信業	37 通信業	
	38 放送業	
	39 情報サービス業	
	40 インターネット付随サービス業	
	41 映像・音声・文字情報制作業	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	
	43 道路旅客運送業	
	44 道路貨物運送業	
	45 水運業	
	46 航空運輸業	
	47 倉庫業	
	48 運輸に附帯するサービス業	
	49 郵便業(信書便事業を含む)	
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業	
	51 繊維・衣服等卸売業	
	52 飲食物品卸売業	
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
	54 機械器具卸売業	
	55 その他の卸売業	
	56 各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	
	58 飲食物品小売業	
	59 機械器具小売業	
	60 その他の小売業	
	61 無店舗小売業	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	
	76 飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	
	80 娯楽業	
O 教育、学習支援業	81 学校教育	
	82 その他の教育、学習支援業	
P 医療、福祉	83 医療業	
	84 保健衛生	
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	
Q 複合サービス業	86 郵便局	
	87 協同組合(他に分類されないもの)	
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	
	89 自動車整備業	
	90 機械等修理業(別掲を除く)	
	91 職業紹介・労働者派遣業	
	92 その他の事業サービス業	
	93 政治・経済・文化団体	
	94 宗教	
	95 その他のサービス業	
	96 外国公務	
S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務	
	98 地方公務	
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	

⇒ 「事業の種類」への記入例

⇒ A 0 1 (農業)

⇒ D 0 6 (総合工事業)

⇒ E 0 9 (食料品製造業)

⇒ E 1 6 (化学工業)

⇒ F 3 6 (水道業)

⇒ H 4 4 (道路貨物運送業)

⇒ I 5 9 (機械器具小売業)

⇒ P 8 3 (医療業)

特別管理産業廃棄物管理責任者（看護部長）



管理体制に関する事項

